

第3次 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(概要) (案)

計画の概要

1 計画の趣旨

犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組を定める

2 計画の位置づけ

静岡県犯罪被害者等支援条例の第8条に基づき、施策を総合的に推進していくための推進計画

3 計画期間

令和8(2026)年度から令和13(2031)年度まで(6年間)

支援における課題

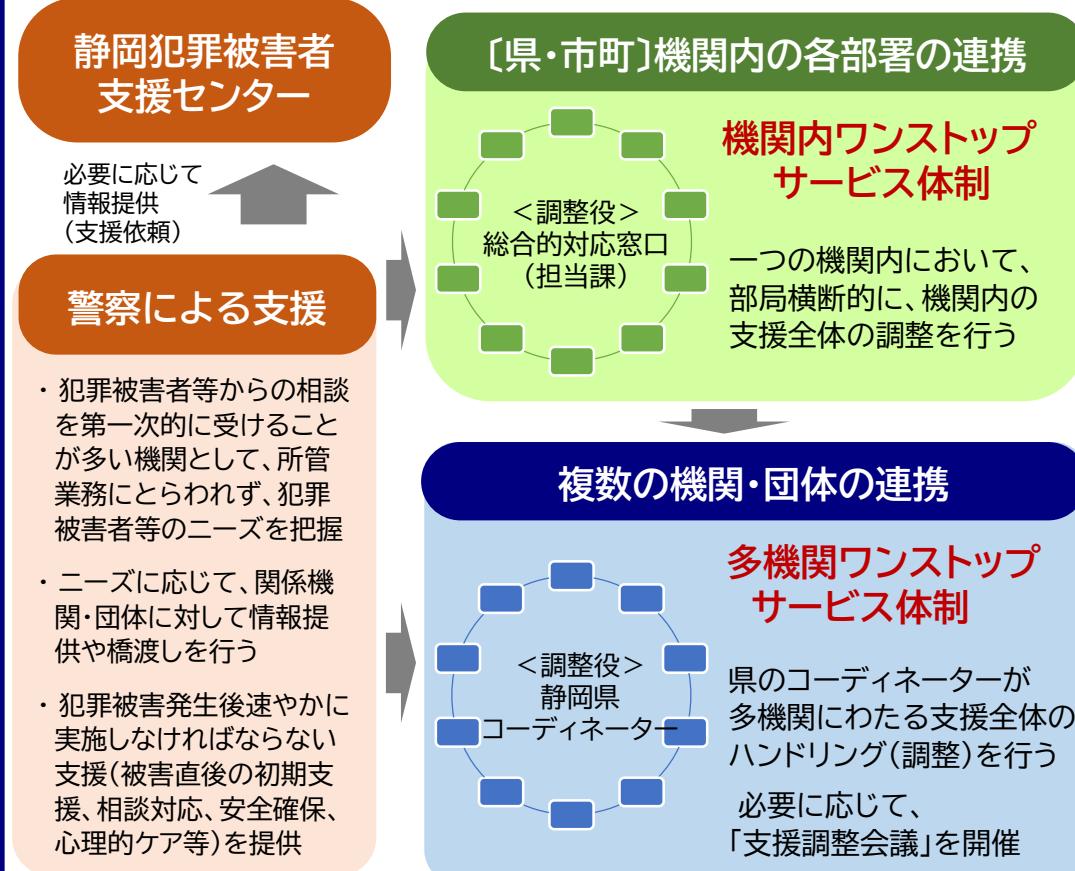
犯罪被害者等支援における課題

- ・犯罪被害者等の負担の軽減
- ・市町・関係機関との連携、人材の育成
- ・県民一人ひとりの理解の増進

基本理念

- 1 尊厳を尊重した支援
- 2 理解と配慮
- 3 途切れのない支援
- 4 連携した支援

<イメージ図> 犯罪被害者等支援体制の構築



目指す姿

県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

具体的施策(施策展開)

1 相談・支援体制の整備

(1) 総合的な支援体制の整備

- ・県推進協議会、庁内推進本部の運営
- ・多機関ワンストップサービス体制の構築
- ・市町への支援

(2) 相談・情報の提供

- ・被害者への情報提供
- ・県内に住所を有しない被害者に対する支援

(3) 人材の育成

- ・研修会の開催等、支援に携わる人材の育成

(4) 民間支援団体に対する支援

- ・民間支援団体の活動支援

(5) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施

- ・死傷者多数事件事故に対する体制整備

2 精神的・身体的被害からの回復支援

(1) 心理的外傷等からの回復

- ・警察の被害者支援カウンセラーによるカウンセリング
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等

(2) 安全確保

- ・警察による再被害防止のための保護対策
- ・ストーカー、DV被害者の安全確保
- ・女性相談支援センターによる一時保護等

(3) 捜査の過程における配慮等

- ・二次的被害の低減
- ・事情聴取等における場所・方法等の配慮

3 生活再建に向けた支援

(1) 損害の回復を図るための情報の提供

- ・捜査・検挙状況、被疑者の処分等の情報提供

(2) 経済的な負担の軽減

- ・犯罪被害給付制度の説明、支給の迅速化
- ・県犯罪被害者等支援見舞金の支給

(3) 日常生活への支援

- ・市町の家事援助サービス等の情報提供

(4) 居住の安定

- ・公営住宅への優先入居、目的外使用
- ・県居住支援協議会への支援による賃貸住宅への入居促進

(5) 雇用の安定

- ・労働相談、キャリアカウンセリング
- ・静岡労働局と連携した就労支援

4 県民の理解の増進

(1) 県民の理解の促進

- ・広報啓発月間・週間を中心とした広報啓発
- ・被害者への理解を深める講演会の開催
- ・人権に関する講演会、人権啓発

(2) 学校における教育

- ・「命の大切さを学ぶ教室」開催
- ・「生命(いのち)の安全教育」の推進

推進体制

1 県全体の推進体制

- ・静岡県犯罪被害者等支援推進協議会
- ・(警察署/市町)犯罪被害者支援連絡協議会

2 庁内の推進体制

- ・静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部
- ・静岡県犯罪被害者等支援有識者会議